越中の声

'92新年 明けまして 何がめでたい!?号

第4号

一九九二年一月

後退姿勢が顕著な図書館／藤沢県議への公開書簡／右翼と楽しんだ「有志展」／レニ・リーフェンシュタールのリバイバル／越中のアイヌ文化／マンガと規制、どっちが有害／ポルノコミック規制の深層心理／米国ドキュメンタリー写真展／浮世カルタ／連載・図像と性差別／コラム



大浦作品を鑑賞する市民の会機関紙

後退姿勢が顕著な図書館
ホントにヤバクなりつつある図録公開

11月15日に久しぶりに図書館に出かけ、4月に新たに赴任した大畑副館長に図録の件で話を聴きに行った。図録バラバラ事件第一審の判決が出て最初の話し合いであり、図書館の前向きの対応を期待したのだが、残念ながらそれは裏切られた。

図録の原則公開の趣旨には変りはないというものの、現在裁判所に保管されている図録の修復を第一に考え、新たな図録入手は考えていないという返答だった。これにたいして、図録の修復が可能かどうかを確認したのかと重ねて質問すると、そうした確認はしていないという。修復可能かどうかの確認もしないで「修復する」と返答するのはどういうことか。

また、原則公開といいながら、公開の努力をなんらしていない。私たちは、裁判所の図録の返却と修復に先だって、次のような方法で図録の早期公開を実現するように要求した。

1.国会図書館の図録をコピーして閲覧できるようにする。

2.直接破られた部分を除いて、裁判所に保管されている図録を返却してもらい、破られた部分だけを国会図書館でコピーして閲覧できるようにする。

3.美術館を含め、寄贈してもらえる人を積極的に探す。

これに対して、裁判所の図録返却を第一に考えたいが、以上の点についても館長と相談してみるという回答を得た。

大畑副館長は、勉強不足で、判決文も読んでいない、日本図書館協会の出したこの件についての文章も読んでいないなどまったく怠慢であったので、これらの文書にも目を通しておくことという宿題を出しておいた。

年明けて1月16日に再び図書館に行った。前回の宿題の回答を聞きに行ったつもりだか、満足な回答が得られないばかりか、むしろ幾つかの点で一歩後退の印象を与えるような返答だった。

裁判所の図録の修復については、それが可能かどうかの確認はしていなかった。「なぜ確認しないのか」と問い詰めたら「現在係争中なので、確認の必要はない。図録が返却されてから、修復も含めて検討する」という返答だった。「係争中だということと修復可能かどうか調べる必要がないということの関連がわからない、ちゃんと説明せよ」という再三の要求にもかかわらず、説明出来ず「係争中ですから」を繰り返すばかり。

それ以上に重大なことは、「図録が返却されてから、修復も含めて検討する」という返答である。私たちが「何を検討するのか」と更に質問しても「修復をふくめて検討する」というだけ。「まさか、公開について再検討するという事ではないでしょうね」と聞くと「公開の原則は変更はない」というのだが「修復して公開するということですね」ときくと絶対に「はい」とはいわないのである。「教育委員会と協議して、こういう返答をしろ、という指示があったのか」と尋ねると「そうだ」というのである。

さらにヤバイことに、新たな寄贈は受け付けないと明言したことだ。結局図書館側の回答を総合すると、「原則公開」と言葉でいいながら、実質的には非公開状態を続け、たとえ裁判所から図録が返却されても「修復中」とかいって公開を引き延ばし、いずれ非公開にできる時期をねらっているという感じだ。図録の公開は全く予断を許さない状況になってしまった。

11月と今回の二度のやり取りのなかで、図録公開にむけての図書館の館としての努力や「人権等に関する資料検討委員会」などの館内に設けられているしかるべき公的な協議機関での職員による議論などはいっさいなされておらず、館長と副館長が教育委員会と協議しながら全てを決定しているという構図がはっきりした。これは、図書館の独立を放棄したも同然であり、館の民主的な運営を無視した館長や副館長による図書館の私物化である。表現を扱う機関として非常に危険な状態にある。

2月に館長との会見を行いたいと要求した。今度は文書であらかじめ質問書を提示して徹底して追究する。（小倉）

図録非公開を擁護する最近のアブナイ傾向――藤沢県議への公開書簡

藤沢毅さま。あなたの昨年11月19日付け『朝日新聞』富山版の「直言」欄、読ませていただきました。

あなたは、86年の県議会で「遠近を抱えて」にクレームをつけ、作品と図録の非公開の火つけ役でしたね。そして、今再び、図録の非公開を促す発言をしました。図録破棄事件やその裁判をふまえて、少しは考えを変えられたかと期待しましたが、見事に裏切られ、残念でなりません。いやそれ以上に、あなたの発言には、図録破棄事件で一審判決が述べている程度の「表現の自由」すら踏まえられていないことが気になります。一審判決をお読みになっていないのではないかと推察しますが、そうだとすれば議員として職務怠慢といわねばなりますまい。もし、判決文をお読みであれば、あんな杜撰な議論は出来ないはずです。今度は、ぜひこの点をお聞かせください。

さて、藤沢さん。あなたは、「遠近を抱えて」の天皇の肖像がもし「一般の人の顔だったらどうだろう」、了解もなしに肖像を利用するのは「人権の侵害」だと主張なさっていますね。もし、あなたがこうした原則に立つというのであれば、「遠近を抱えて」だけを問題にするのは不公平ではないでしょうか。あなたが議員としての公平さを保とうというのであれば、たとえば次のような作品の作家も当然人権を侵害した作品を制作し、これらの作品の載っている図録の発禁を主張すべきです。異常な着色をされたマリリン・モンローの人権侵害をしたウォーホル、手錠をかけられて連行されるミック・ジャガーを作品にしたリチャード・ハミルトン、緊縛された女性を描いた横尾忠則、「売春婦」とおぼしき女性をモデルにしたジョージ・シーガル、モデルとなった男をグロテスクにデフォルメし腐った死体のように描いたフランシス・ベーコン、そしてもちろん裸を描いたポール・デルボー、それにもしかしたらモデルの全身を無視して、足だけを作品化したルネ・マグリットもモデルの意志を無視しているかも知れないのですよ。ミロの描く人物のモデルも「自分はあんな煙りのようなフニャフニャした顔ではない」と言うかも知れない。

あなたが、そうした可能性を真面目に検討したとは思えませんし、そんな気持ちもないでしょうね。なぜ「遠近を抱えて」だけが問題なのですか。あなたは、一般論を隠れ蓑にして、天皇を擁護したいだけなのではないですか。それならばそうはっきりと言うべきです。その点私とは正反対の立場ですが、井頭さんのほうがずっと誠実です。

ところであなたは、発言の後半で「県民感情を無視」したことがいけないのだ、とおっしゃっていますが、これは、人権侵害の議論とどう関連するのでしょうか。「県民感情」と人権はストレートにつながるとお考えですか。残念ながら富山県民も含めて多くの人々が人権を配慮する「感情」を持っているとは言い難いと思います。もし、そうであるならば、とうの昔に女性差別も部落差別も朝鮮人・中国人差別もなくなっているはずだからです。しかし、むしろ「県民感情」のなかにはこうした差別は根強いのではないですか。私には藤沢さんは、「人権」を持ち出しつつ、人権問題には関心はないように思えますし、「県民感情」と言いながらもご自分に都合のいい意見に勝手に「県民感情」というレッテルを貼っているだけではないですか。あなたにとって関心があるのは、作品を批判し、非公開にすることによって天皇を擁護することだけです。「人権」も「県民感情」もそのための舞台回しの道具立てに過ぎません。

作品公開は「県民の総意」ではないから「行政の権限において阻止すべきだ」というあなたの言い回しは、断定的で強固なものです。なぜあなたは、「県民の総意」とか「県民感情」などという言い回しで、作品と図録の公開を要求する県民の意志を無視するのですか。私たちは、決して多数意見を代表しているとは思いませんが、私たちのような少数意見を無視した文化行政を行っていいとも考えていません。そもそも文化・芸術作品で「県民の総意」をえられるようなものがあるはずがないのです。ど

のような作品でも賛否はあります。「なんであんな作品を県民の税金で買う（上演する）のか」という批判はあるのです。むしろ公的な機関は、住民のさまざまな、ときには相対立する価値観や美的感覚を表現する作品の公開を保障すべきなのです。現に少なくとも、図書館はそれをやってきました。藤沢議員の発言を図書館の書籍にあてはめたらどんなことになりますか。天皇制を批判した書籍は、「県民の総意」ではないから公開禁止にしますか？　あなたの発言の趣旨からいえば、図書と美術作品を区別する根拠は全くありませんし、私も正反対の意味で両者を区別すべきだとは考えません。。戦前の日本や、つい先頃までのソ連や東欧、ナチス・ドイツやマッカーシズムのアメリカ、そういった時の権力者に都合のいい表現だけが認められる、そうした時代が多分藤沢さん、あなたの理想の時代なのでしょう。

富山は「田舎の素朴さ」を残していて、都会のように公開する必要はない、ともおっしゃっていますね。そんなに「田舎の素朴さ」がお好きならば、藤沢さんは都市化と工業化を促すテクノポリスや北陸新幹線建設に反対し、高岡市の人口減少を推進し、さらに「田舎」化を促す政治活動をしてきたとでもいうのですか。あなたは、自分の都合のいいところでだけ「田舎」を利用しているにすぎないのではないですか。「画一的な世の中で、こうした素朴な所もあっていいじゃないか」というにいたっては、自己矛盾もいいところです。むしろあなたのような政治家が、批判や少数意見を「阻止」し、「県民感情」「県民の総意」といった「画一化」を促しているのではないですか。御自分の「画一化」志向を棚上げにするのも程ほどにしてください。

私には、あなたの発言は議員が守るべき最低の民主主義の原則を無視し、憲法に定めた検閲禁止規定も無視して、積極的に検閲を要求する姿勢であるとしか思えません。あなたの発言がどれほど深刻な事態に結びつきかねないものなのかを冷静に理解してください。この手紙は、藤沢さんに取っては「不快な」文章でしょうが（わたしにとってはあなたの『朝日』記事はとても不快でした）、ぜひご返事だけは下さい。

1992年1月18日

小倉利丸

追伸。ご返事は本誌に掲載しますので、ご了承下さい。

91,11,19朝日新聞・富山版

直言

天皇図録問題

人権侵害 非公開は当然

県議会議員



藤沢　毅さん(67)

文化・芸術については素人で、大浦さんの版画作品の芸術的価値は分からないし、作品の主張の良しあしについても何も言えない。でも作品を見て驚いた。(天皇は公人ではあるが)、これが一般の人の顔だったらどうだろうと思った。

天皇だろうとだれだろうと、顔を使用された本人に異論がなければそれはそれでいい。だが、了解も得ずにあの作品に自分の顔があてはめられたら、不快に思うのは当然だろう。

これは芸術以前の問題で、人権の侵害。個人の人権を無視した作品と、文化・芸術との関連をどのように理解したらいいのか。批判が出るような作品を、県の施設である近代美術館や県立図書館で公開するのはいかがなものだろうか。

今、公開を求める市民グループもあれば、全く思想の違う団体もある。多様な考え方はあって当たり前で、むしろそれが自然だ。また、芸術家が作品を制作することも自由で、そうした作品を芸術家の集まりの席で鑑賞する分にはいい。

だが、県民感情を無視して、美術館や図書館の独自の発想だけでこの作品を公開するのは疑問だ。現段階では、作品の公開が県民の総意とは思えない。県議会でも公開に賛成する人はいないだろう。行政の権限において阻止すべきだ。

東京の国会図書館では作品掲載の図録を公開しているが、富山はまだ田舎の素朴さを残した所で、都会と違う。富山の文化水準が低いというわけではなく、画一的な世の中で、こうした素朴な所もあっていいじゃないか、ということだ。

長い歴史を急に変えようとしても無理がある。いずれ時代が移れば、県民が作品の公開を判断するだろう。

グラフィックにおける「性差別」問題を考える（下）

浅見　克彦

③グラフィックにおける性差別の基本的分類
――図像それ自体の性差別とは何か

これまでは、本誌第一号に掲載された北原恵さんの、「《頽廃芸術の夜明け》は誰にとっての夜明けか」の主張を受けとめる形で議論を進めてきた。最終回は、グラフィックにおける性差別について、僕自身の積極的な考えをそれなりに示しておきたい。つまり、どういうグラフィックが性差別かについて、一応の態度表明をしておくべきだと思うのである。

まず第一に挙げなければならないのは、性暴力の図像を通じて、「セクシャル」な欲望に訴える表現だろう。こうした意見は、言葉としては、かなり広く承認されるものだと思う。だが、実際に具体的なグラフィックについて判断する段になると、しばしば決定的に評価が分かれることはめずらしくない。それは、何を性暴力とするかについての感性が、かなり多様であることによる。

レイプをはじめとする、女性（男性の場合もないわけではない）の意志に反したセックスや、他の「性的関係」（たとえば痴漢行為や性器の露出行為など）の強要を図像化することによって、性的欲望を喚起させようとするものが、これに該当するということにはほとんど異論はないだろう。何をもって女性の拒絶意志を確認するかという点で、少々厄介な問題もないではない。しかし、暴力を行使している状況を示す図像（銃、刃物、こぶし、平手、足蹴、幼女など）や、ほとんどの人が「性的関係」が強要されていることを示す状況（周囲に人がいる電車、街角、職場など）は、かなり明確に判断できる象徴的な構成をとる傾向があるので、まずこの手のものについては、問題は比較的難しくない。

ところが、セックスの具体的な形やシークェンスのあり方が問題にされる場合には、性差別かどうかの判断を下すことは、ほとんど不可能に近い。人によれば、いわゆる後背位でセックスしたり、女性が膝まずいてフェラチオをしている図像だけで、男性支配の象徴と結論される場合もあるし、逆に、縄で縛られ鞭打たれてる「性的関係」を描いていても、本人たちの意志に基づいているのなら、何も問題はないと考える人もいる。僕は、後者のように、最終的には当事者たちの意志のいかんによって判断すべきだという立場をとりたい。もちろん、膝まずいてのフェラチオや後背位といったスタイルそのものに、女性蔑視的な性差別があるなどとは思わない。セックスの趣味や形やフィーリングは、当事者が納得している限り無限に多様で良いと思う。肝心なのは、女性（あるいは男性）本人の意志を無視しているかどうか、ということなのだ。

もう一つ、最も厄介な問題が残っている。性暴力を図像的に表現することによって、社会に広く存在する性暴力の残虐さそのものを訴えようとする場合もありうるのである。しかし、特定のグラフィックが、性暴力を批判・否定するための表現かどうかということは、図像そのものだけからは判断しようがない問題である。作者がどういうコメントをつけているか、作品がどのような企画・特集の中で発表されているか、どのようなシークェンスの中の表現か。こうした、表現をめぐる状況・文脈によって、はじめてそれが性差別かどうかが評価できるのである。したがって、極端な性暴力を直接的に描写したものでも、図像それ自体として、性差別的だと判断することはできない。しかし、こうした批判のための性暴力の表現は、その文脈をかなり明確に表

明してなされることがほとんどなので、全体としては、性暴力の図像化によって、性的欲望に訴える表現が性差別であるという立場が、大きく揺らぐことはないのだが。

第二に、女性（あるいは男性）のセクシャリティを、宣伝・広告の単なるアイキャッチャーとして用いる図像表現を挙げなければならない。ただし、ここで僕が問題にしたいのは、性的要素を「忌避すべき」公的空間（ストリートとか交通機関とかメディアとか）に、セクシャルな図像が突出することではない。確かに、セクシャルな要素が抑制される関係が支配的な日常空間では、セクシャルな要素の突出はかなりショッキングである。しかし、僕は、日常的な空間の意味構成に反抗し、それを異化するようなセクシャリティの突出を、表現行為そのものとして否定することはしたくない。僕が問題にしたいのは、セクシャルな図像がディスプレイされる場所ではなく、それが宣伝・広告に目をとめさせるための単なる手段として使用される関係なのである。

アイキャッチャーとして用いられるということは、厳密にいえば、宣伝・広告の内容的メッセージとのつながりなしに、ただ目を引くためだけに特定の図像が用いられることをいう。女性の（または男性の）セクシャルな図像が、このアイキャッチャーになるということは、何を意味するだろうか。それは、少なくとも客観的には、個々の人格のセクシャリティが、自らの意志に基づいて自由に追求されるべきものではなく、セクシャルな問題とは別の目的を達成するための交換条件と見なすことを「常識」とさせてしまう。簡単にいえば、それは、セクシャリティがアイキャッチャーの現実的威力を見せつけて、それを一つの「処世の手段」と見なすふるまいを定着・再生産する働きをもっているのである。

しかも、現状では、こうした形でのセクシャリティの利用が、圧倒的に女性に偏っていることからして、セクシャリティをアイキャッチャーとして用いる宣伝・広告の図像には、セクシャリティに関する女性の主体的意志を希薄化し、それを手段的なものに歪曲するという、性差別的作用を見ることができる。しかも、アイキャッチャーは、見るものの感性に「のっかる」ことによって、はじめてその機能を発揮する。だから、それは、自らのセクシャリティを、周囲の他者の目と感性に応じて形作るようなふるまいを「常識」的なものにさせる傾向ももつといえよう。

ただし、くれぐれも誤解のないように強調しておくが、これは、セクシャルな図像がある形で手段的に用いられる関係の問題であって、そこに用いられたセクシャルな図像そのものに性差別があるかどうかの問題とは別である。図像そのものとして何ら性差別的内容のないグラフィックでも、こうしたアイキャッチャーとして利用される関係に置かれると、上のような性差別的意味作用をもってしまうのだ。だから、この問題は、厳密にいえば、グラフィックの図像的内容そのものにおける性差別ではないといわなければならない。

以上が、現在のところ、僕がはっきりと性差別であるという論拠を示しうるケースである。なるほど、これ以外のケースでも多くの女性が「不快感」を抱くグラフィックは少なくないと思う。しかし、僕は今のところ、これ以外のケースで、その「不快感」の原因が図像そのものの性差別にあるものを認識できてはいない。そうした「不快感」の原因は、セクシャリティの表現そのものに対する嫌悪や、「常識」的ＴＰＯの逸脱に対する嫌悪や、男の性的視線に対する恐怖や違和感など、さまざまである。そして、僕は、さまざまなグラフィックに対する性差別との批判の中には、その図像そのものの内容的問題と、その図像を取り囲む社会的環境・文脈における性の関係の問題とを混同した主張が見られることも希ではないという認識をもっている。もちろん、現実の社会関係の中で、セクシャリティをめぐる差別・抑圧を背景とした女性による「不快感」の表明には、十分な理由があるし、

また耳を傾けなければならないと思う。しかし、その「不快感」の表明が、セクシャリティの表現そのものや、セクシャルな図像そのものの排斥という傾向をもつ場合には、僕は率直に異論を唱えたいと思う。

大浦信行さんの『遠近を抱えて』の問題に話を戻そう。北原さんをはじめ、少なくない女性たちから受けた、作品公開運動の質をめぐる批判は、作品評価の問題を軽視してきた「市民の会」にとって、深刻に受けとめるべきものである。この問題点は、僕自身の姿勢についても（あるいは他のメンバー以上に）あてはまる。特定の作品の公開運動という形をとることによって、僕たちの運動が、その作品を内容的に持ち上げるものという風にとらえられがちになることを強く意識して、もっと早くから作品についての態度も平行的に示す努力をすべきだったと反省している。

ところで、会全体としての統一見解などは設けたくもないが、『遠近を抱えて』に関する僕自身の評価をいえば、少なくとも、それは、僕のイマジネーションを左右するほどの魅力に満ちたものではない。確かに、ほとんどのメディアによって、儀礼的な権威の枠内におさまるように、イメージ統制されたヒロヒトの図像を、それが本来もっていた文脈から引き離して、ある種アトランダムな構成・配置の中に置き入れたコラージュ的な手法は、一つの感覚的ショックを与えるものではある。



Lisa Lyons

しかし、まさに北原さんをはじめ、多くの女性たちから「性差別」との批判を浴びた、ヒロヒトと女性のヌードとのコントラストに関していえば、そのイメージ喚起力はかなり弱いように思う。

僕の目には、このコントラストは、儀礼的に構成された「常識」的な権威価値に対して、その権威価値の基準によって「賤しい」ものとして排斥されているエロティックな対抗価値を突きつけるものと映った。しかし、いかんせん、（僕によって？）対抗価値として期待されるそのエロスのイメージが、あまりに安易なステレオ・タイプであるように思えるのだ。作品に配置された女性のヌードは、確かに現状の秩序的価値によって「アウト・ロー」とされているものではある。だが、その「アウト・ロー」のイメージは、実のところ、儀礼的な権威価値の側が、その陰として引きずらざるをえない、双生子のような「エロス」なのではないだろうか。

作品中に見られる「エロス」のイメージの多くは、男の視覚に性的刺激を与える対象としての「女」の肉体に焦点を結ぶようなものである。こうした、見られるものとしての対象に「エロス」のイメージを限定することは、男の視覚的対象の位置にはおさまりきらない、女性自身の主体的な性へのアプローチを、男性本位に切り捨ててしまうものである（ホモ・セクシャルの立場からも、別様の問題が指摘される可能性はある）。そもそもそれは、現在支配的な男の欲望にとっての「エロス」であるがゆえに、「卑下」されて抑制を受ける必要があるのである。また、そうした抑制がきいている限りにおいて、むしろ現存秩序をセクシャリティの面から支える機能をはたすものとして、その存在を許されているようなイメージだと思う。つまり、『遠近を抱えて』の「エロス」のイメージには、現状の秩序価値を動揺させ破壊するような、エロティシズムが感じられないのである。

以上のような点で、僕自身についていえば、『遠近を抱えて』の作品評価をめぐって残念に思うこともある。しかし、だからといって僕は、作品公開を要求する意志をいささかも変更しようとは思わない。作品を非公開に追い込んだ天皇崇拝主義者たちは、まさに、女性のヌードを「見るも汚らわしいもの」とする価値観に立って、それとヒロヒトとの組み合わせを「不敬」だといっている。その限りでは、作品を非公開に追い込んだ圧力は、セックスのタブー視に支えられつつ、総じてセクシャリティを価値の低いものとして抑圧する秩序とイコールなのである。それは同時に、女性が自らのセクシャリティを、自由に追求することを妨げている、性をめぐる支配の秩序でもあるだろう。だから、僕は、セクシャリティをめぐる既存の秩序に異議申し立てをするという観点からしても、作品の公開には、大切な意味があると考えている。

僕は、表現の自由の追求と社会的差別の否定とは、いずれも軽んじてはならない重要な課題だと考えている。しかしまた、両者が深刻な緊張関係に立つ運命にあることも、僕なりに承知しているつもりである。そして、だからこそ、自由な表現を求める者は、常に社会的差別に抗議しそれを解消する努力もすべきだし、また社会的差別に抗議する者は、表現の自由を発展させる努力もすべきだと思う。僕は、グラフィックをめぐる性差別の問題に関しても、現在のところこのスタンスをとっている。（終）



R.Hamilton, Just what is that makes today's homes so different,so appealing?



マン・レイ
『キキ・ド・モンパルナス』
より

やっぱりレニが好き!?

ーーレニ・リーフェンシュタールの再売り出し（リバイバル）

林 軒三

＜日本人だから可能なレニ再評価？＞

ナチズムのプロパガンダであるベルリン・オリンピック記録映画の傑作『オリンピア』の女性監督、レニ・リーフェンシュタールの回顧展が、“世界初”と銘打って東急文化村で開かれた。またそれに合わせて、作品集『レニ・リーフェンシュタール・ライフ』（求龍堂）、そして『回想録』（文春）が刊行され、レニ自身が宣伝のため来日し、TV出演等を精力的に行った。

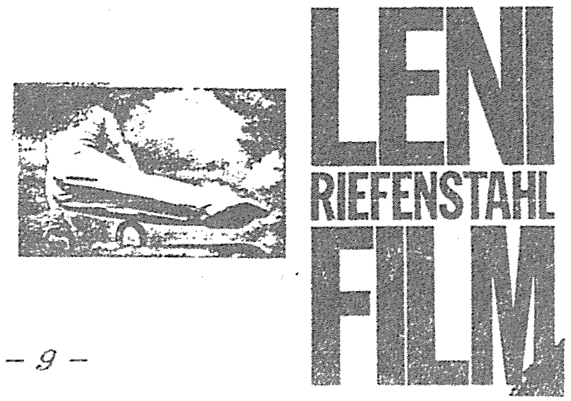
レニ自身が雑誌のインタヴューで、ドイツより日本の方が私を公平に評価してくれると語っているように、概ね評価は好意的だった、と言えるだろう。かつてのナチスの協力者という影は薄くなり、その芸術を再評価するべきであるとの論調が目立った。

この一連のレニ再売り出しをプロデュースし、文芸春秋にプロモートされた石岡瑛子氏は、世界の文化的リーダーシップを握るユダヤ人が、レニを人身御供にして葬り去ろうとしており、レニをきちんと検証することが可能なのは日本人だけだであると語っている。つまり、レニは政治に悪利用された天才であり、その芸術は政治的文脈から切り離して評価すべきであるというのである。それが可能なのはナチスやユダヤ人の視点から離れて、第三としての視点を持ちうる日本人だけであると。

しかし、日本が最も「公平」にレニの「再評価」を可能にしているとしたら、それは日本にユダヤ人がいないからというそんな単純な理由だけではないだろう。「金あまり現象」の中で、美的なるものを、歴史的、社会的文脈から切り離して買い漁ってゆく知的現象とも言える“博物学”ブームなど、「視覚」を他の文脈から断絶し純化された「目の快楽」を商品化してゆくという風潮の日本だからこそ、レニ再売り出しが可能だったのではないか。また、レニの信奉者である石岡瑛子氏が、セゾングループの宣伝戦略を担当するなど、現代の視覚のトレンドを創り上げてきた人物であるというのは、現在の日本の視覚のあり様を象徴しているかのようだ。

＜視覚のファシズム＞

スーザン・ソンタグは、レニが戦後の再登場を果たした写真集『ヌバ』について「清純と不純、不滅と不浄、肉体と精神、喜びと批判といったナチス・イデオロギーの大テーマの幾つかを彷彿とさせる」と評し、「（レニ初期の監督作品である）山岳ものは高い場所への憧憬、大自然への挑戦とそこでの試練、未開なるものなどをめぐる物語である。それは山の荘厳さと美とに象徴される力のまえでの眩暈を描いている。ナチス時代の彼女の映画は共同体形式の叙事詩であり、そこでは陶酔的な自己超克と帰依を通じて、日常の現実が超越されてしまう。力が勝利するのである。『最後のヌバ』は、リーフェンシュタールが「私の養子たち」と呼ぶ未開の人々のやがては亡びゆく美と神秘の力とに捧げられた悲歌であると同時に、ファシスト的映像三部作の第三番目の作品なのである。つまりレニは美学のファシズムをテーマとして一貫して表現していると述べている。更に、それが現代に受け入れられる理由として、「国家社会主義時代の政治と芸術の関係で興味深いのは、芸術が政治の要求に屈服させられたということではなくて......政治が芸術のレトリックをわがものとしてしまった」という事であり、「国家社会主義は残酷と恐怖のみの代名詞」ではなく、それは「模様替えをして今日なお生きのびている理想の代名詞であったのである。芸術としての生という理想、美への信仰、勇気の神格化、共同体感情にひたって疎外感を解消すること、知性の拒否、人類はみな一家（指導者は父である）という考え方などの代名詞でもあった



のである」、そして「リーフェンシュタールを非ナチ化し、不屈の美の司祭として――映画製作者、写真家として正当化しようとする最近の動きは、われわれの中にあるファシズム願望を鋭く察知するならば、不吉な前兆と言うべきである」と指摘している（『土星の徴しの下に』）。

これに対する石岡瑛子氏の「スーザンがユダヤ人の知の代表としての背景をフィルターに、ひどく感情的になっている」といった批判は論外としても、ソンタグはナチズムとの関連に捕われすぎているとは言えるだろう。彼女が指摘するように、ナチズムを構成した要素がレニの美学の中にはそのまま引き継がれているとしても、それは近代の根柢的な問題でもあるはずである。単に政治体制としてのファシズムに留まらず、現代ナショナリズムの問題でもあるはずだ。平井正は『回想録』の書評の中で「彼女の仕事を宣伝か芸術家かという不毛な二元論から解放し、美の作用が文化状況の中で持つ今日的な意味という観点から、問い直すべきだと思う」と書いている（『東京新聞』）二元論こそが、レニは政治性に問題があるが芸術性では天災といった、二重評価を与えてきた根拠だろう。近代国家にとって"国家イベント"やそれを歴史化する記録としての"物語"の形成は必要不可欠であり、それと芸術性は不可分のものである。ベルリン・オリンピックと映画『オリンピア』は、それが突出する形で表われたにすぎない。たとえば、戦後においても、市川崑監督『東京オリンピック』は「戦後民主主義」国家に合わせた"国家の物語"を芸術的に描くことに成功している。

<レニの映像の魅力>

「政治思想と美の思想の表裏一体性」（ソンタグ）といった事を可能にしているレニの映像に共通するスタイルとは何だろうか。それは、生活感の欠如した形式美と超越的で神秘的な生命の美の絶対化であろう。

八束はじめ氏はレニを「美のテクノクラート」として次のように述べている。「外面性の圧倒的な優越」がレニの「芸術自体の特質」であり、「『内面性』という部分で見ようとすると全く他愛もない通俗作」でしかない。「明らかにこの外面性はテクノロジーにコミットしたモダニズム」である、そしてレニが『回想録』の中で語っているナチスの軍需大臣であり建築家であるシュペアに最も友情を感じたというエピソードを採り上げ、両者とも「『狂気』とは程遠く、むしろ誠実で、知的ですらあり、近代テクノロジーへの熱狂と犯されぬ崇高な『自然』への愛好とを共存」させたテクノクラートであり、彼らとナチズムのペアリングは「単なる個人の偶然の悲劇でも、悪意や狂気の問題でもなく、優れてモダニズム、20世紀文化の根幹に関わる問題である」と指摘している（『読書人』）。

また現代の知性的な審美家として、読者や企業から高い評価を得ている伊藤俊治氏はレニの魅力を次のように述べている。「レニの映像の中では我々の主体に亀裂が入り、拡散され、自己の虚構が解体されてゆくようなある種のカタルシスを感じる」ことができ、時代が唯一の拠り所としてきた個という存在をあとかたもなく押し流してしまう」。「我々が理性や知性と呼んでいる精神の状態だけでは人間は決して生きのびることができない奇妙で複雑な存在でもあるのである。……ファシズムはある意味で、そうした硬直化の方向に突き進んでいた20世紀の大きな流れに人間の身体の無意識が反応した大きな痙攣だったとみなすことも可能だろう。／今、新しい時代が明らかにしようとしていることは、我々が理性や知性と呼んでいる精神の状態よりもはるかに巨大で深遠な増殖する理性や知性があるということである。……レニはそれを映像の魔術を使って、呼び戻そうとしたのだ。 …..彼女がたどったその回路は、我々自身の身体で、この20世紀が終わろうとする時代に、今一度、新しい形でなぞってみる必要があるような気がする」（『レニ・リーフェンシュタール・ライフ』解説）。

共に立脚点は異なるが、レニの映像のスタイルと近代の関係を端的に述べていると思う。レニは第三帝国崩壊後もそのままファシズムの美学を描き続けている。しかしそれは極めて「モダニズム」の根柢的な問題と触れ合い続ける魅惑を持ち、それが現代においても変わらぬ妖光を放ち、私達を捉えて離さないのである。

（12頁につづく）

「有志展」会場での右翼との作品鑑賞は面白かった。　藤江 民

以前から、昨年夏の「表現の自由を考える有志展」について、「市民の会」の方から、何か書くように言われていながら書けないでいる。その後の動きとしては、2回目の利用申し込みは拒絶されている。又、時折新聞の地元紙面では、「表現の自由について考えた夏だった」とか、「有志展の意義は大きい」といった投書等が掲載されはしたが、実際のところでは、会場を提供する行政の側が、自らの内にさらにタブーを増殖してしまったという印象が強く私には残っている。

また、東京のワタリウムという私設美術館の「ボイスを考える部屋」という公募企画に入選し、「表現の自由を考える有志展開催のいきさつとそれに至る事柄」と題し、有志展出品者数名の構成によるドキュメントとして、12月18日～24日、展示した。諸々の経緯は、主催者側に関係するものと会場側に関係するものとに分け、裁判記録、報道記録、関連事項と、それぞれ色分けでカードを作成し、モザイク状に貼った。アンケートカードも同じく自由に貼ってもらうようにしたところ、10数枚が貼られた。又、一台のビデオで会場の動き、右翼の抗議、ライブパフォーマンス、記者会見を放映し、別のポータブルテレビは天井から吊して、展示風景を流した。

経緯としては、当初からの「市民の会」の活動については、ここで言うまでもない。「有志展」に至るまでのこととして、展覧会の約1年前、「市民の会」の活動をバックに、特に地元で表現活動をする人達への呼びかけ、意見を求めることから始まった。しかし、いろんな立場での複雑な気持ちと今後への不安はやはり根深く、なかなか第一歩が決まらなかった。それでも署名運動は始まり、その内の自己の美術表現に日常的に関わる有志で展覧会の話が持ち上がった。

今から思うに、有志展開催をめぐって一番問題にすべきことは、一度は普通に受け付けた利用申し込みを、会場側が一方的に取り消したことだと私個人は思う。右翼の抗議行動が刺激的であるのだろうか、報道を通しても、全体の印象としては、会場側も被害者のような印象を与える。会場側も、抗議側のせいにすることで、自己の行為の重大さを考えずにますます逃げ道を得ている。展覧会の初日には右翼と称する人々がやってきて、特にそのうちの2名が、作品について私達に質問をしてきた。私としては、とても面白い時を体験できた。彼らが来たことについては好意的に思っている。なぜなら、あんなに気になる作品について、自分の意見を一応言ってくれて、大勢の人達が聞いている中で一点の作品をめぐる話し合いの場に初めて遭遇したからだ。一切の暴力と、けんかごしの感情的な言いまわしさえなければ、様々な考えや異なる意見が、表現作品・行為を通して、一つの空間の中に存り得るなんて、これほど楽しく面白いことはないのではないか。

何度も書くが、一番の事件は会場が利用を取り消したことと、作品一点の撤去を申し出たことである。市民にとって「文化に出会う空間」などと盛んに銘打ってアピールするスペースが、利用を拒否することは、市民に対してこれは文化とは見なされないと言っていることである。さらに、作品の内容を裁判所の判断にゆだねるなどとは。表現作品の内容は誰にもゆだねられるものではない!!（このような現状を美術関係者はもっと自覚すべきだ。）

ところで、地方都市では情報の発信は大きな根っこでつながっており、その中ですべて消化しているかに見える。私の表現したものも、そんな大きな根っこの範囲で都合よく理解したかのように扱われるのは、作品にとってはレイプに等しい。「作品は見る人次第」というのは当然なのだが、現在の状況を私が判断する限り、見る人が確立されていないのだ。それどころか、人の判断でその作品はその人にとってよくも悪しくもなるということだ。作品についても、具体的かつ説明的に提示した作品でないと、自分としての見方を展開できない、あなたまかせの人達なんでしょう。だから、抽象的な表現を前にして、社会問題はもちろん、歴史、日々の生活、物事を問う姿勢、感情といった、あらゆる物事の関連性のなかで作品をとらえることは、到底できないんだろう。この事は、作る側にもいえることだ。

ワタリウムの講演会で審査員の筑紫哲也が、あたり前だが、興味あることを言った。「日本のアーティストは芸術バカのようでいろん

な事柄に興味を示さない。それが作品を貧しくしている。こう言うとすぐ社会的テーマを表に出すことと思う人がいるがそうでは全くない。作品を作ることと遠くの公害問題はしっかりつながっている」と。

「有志展」についても総括をするつもりはないので、この文も一晩で書いてしまったが、考えたことや言いたいことや反省することは、もっといろいろあり、とても整理はできません。だから、こんなもんでやめておきます。

1992.1.17

（P.S. 広告－－3月2日から2週間、東京の村松画廊で個展の予定）

表現の自由と天皇制

浅見 克彦

昭和天皇とヌードなどを組み合わせた版画の公開をめぐる論争の中、その版画をコラージュした別の作家の作品が、今年夏、富山の市民プラザから撤去を求められました。撤去に抗議した一人として、問題を整理してみたいと思います。

プラザ側は管理上の問題を言っていましたが、作品の中に天皇の肖像がなければこのようなことにならなかったのは明らかです。作品自体の評価をせず「ダメ」というプラザには、芸術や表現行為を理解しようとする姿勢がありません。さらに、すぐに撤去を求めてきているのです。

作品に批判的な人たちからの抗議が取り上げられていますが、思うに、その背景に「社会の慣習に逆らうような言動をしてはならない」という考えがあるようです。

だから、天皇制について、家族や友人となどごく限られたところで口にすることはあっても、職場や学校など公の場で議論したり、批判することは非常に難しく感じられるのです。タブー視する雰囲気がある。

日本では多くの人が無意識のうちにそう思っているのではないでしょうか。その考えが最も強く働くのが、問題が天皇制にからむ場合ではないでしょうか。

しかし、「なぜ批判してはいけないのか」と考えてみれば、全く根拠のないことが分かります。

今回の撤去問題は、こうした天皇制をめぐる「根拠なき同調」とも呼べる人々の雰囲気の中で起きました。その雰囲気が、他人に迷惑をかけていない人間の自由な表現行為を、何の理屈もなしに否定する原動力になったのです。こうした非理性的な振る舞いは、特定の人格だけが特別な存在にされている天皇制自体に問題がある、と思っています。

91,12,3

朝日新聞・富山版

会計報告

1991/8/1～91/12/30まで

収入の部		支出の部	
前期より繰り越し	17240	機関誌制作費	26953
カンパ及び会費	90550	郵送費	48752
機関誌売り上げ	7300	カンパ	10000
		会場借り上げ料	13728
		雑費	484
計	115090	計	99917
		翌月繰り越し	15173

市民の会の財政について－－会費制の変更のお知らせ

今まで市民の会の運営に必要な財政は、皆さんからのカンパと事務局スタッフによる会費（機関誌発行毎に10部買い取りの形式で会費を徴収）によって運営してきましたが、上記のように機関誌の制作費及び郵送費がこうした方法ではまかないきれなくなっています。

そこで、新たに月額1000円の会費制を設けることにしました。市民の会の活動を支えるためにも是非とも会員になってください。会員には機関誌の送付のほか、ミーティングの案内などもお送りします。会費の納入先は、郵便振替　金沢8-33402　大浦作品を鑑賞する市民の会

定例ミーティングのご案内

毎月第二、第四金曜日に6時半頃から9時まで原則として県民会館6階会議室で行っています。1月24日は県民会館休館のため場所未定です。参加ご希望の方は0764-22-7275佐伯までご連絡下さい。

コラム

■『創』2月号に水嶋勇「『表現の自由を考える有志展』を考える」というルポが載っている。丹念に関係者に取材している。「有志展が終ってはっきりしたことは、富山県には大浦作品問題」というゴムシートがあるということだ。「遠近を抱えて」もまた天皇制というものに包まれている。芸術家にとって大切なことは、こういったものをも含めて、あらゆる種類のゴムシートを剥いで、外の空気に触れようとすることではないか。／表現の自由という言葉は、そういう決意をもったときに初めて血の通うものだろう」同感。

（10頁から続く）

レニは朝日新聞のインタヴューでこう応えている。「でもね、不思議に思うんですよ。ヒトラーは大半の国民の支持を受けていたし、ナチ党は合法政党だったんです。なにかポジティヴな要素があったはずです。それが、今は全面否定だけ。スターリンも全面否定、最近では東ドイツだって......」

レニの魅力との対決は、「近代」自体との対決であり、現代のナショナリズムにおける生活のすみずみまで根を張った文化諸装置との対決だと言ったら大げさすぎるだろうか？

アメリカン・ドキュメンツ

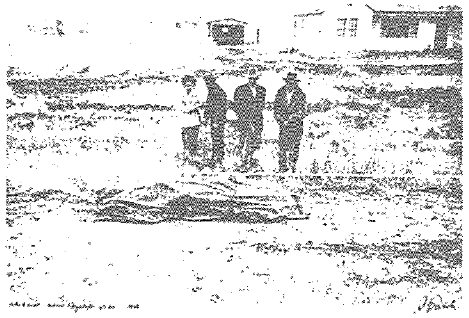
社会の周縁から

（91.11/21-92.1/21 東京都写真美術館）

先祖返りということなのだろうか？写真が実は根本的に「こしらえもの」であるということが認識され、写真家がむしろ開き直って、そうした性格を積極的に追求するようになっている現在、ドキュメンタリー写真の意味を問い直すことは、確かに新鮮ではある。

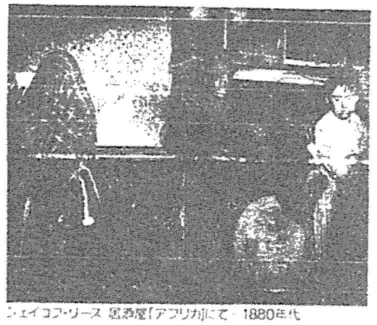
「人や社会、出来事の状況を写し取ることは、写真の発明当初から現代に至るまで、写真の最も重要な機能として多くの写真家によって実践されてきた」（展示会のチラシ）。その記録性がもつ衝撃と、社会への影響力は、今も昔も変わらない。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、スラムや移民、そして児童労働の実態を撮影した、Jacob RiisやLewis Hineの作品。また、アメリカの裏面や深部をえぐり出した、WeegeeやRobert Frankの映像。例えば、ニューヨークの女装愛好者・同性愛者、そして事故の悲惨や「病者」の現実を写した映像。いずれも、「常識的」に社会の「病」として隠蔽される現実を、問題化するに十分な迫力がある。



ロバート・フランク
自動車事故　国道66号線、アリゾナ州ウィンズロー とフラグスタッフ間
1956

しかし僕は、社会改良の手段としてのドキュメンタリー写真なるものの展示には、違和感を覚えざるをえなかった。美術館における文化イヴェントという状況設定は、明らかに、こうした「作品」がもつ記録性の迫力を、一つの「変わり種」写真の「魅力」として消費させてしまうようなものだった。展示会場は、平日の午前にもかかわらず、閑散たるものではなかった。意外に若い男女のカップルが多い。



ジェイコブ・リース 密酒屋「アフリカ」にて 1880年代

DCブランド風のコーディネイトの男の子と、ワンレンの髪の手入れまで一部のスキもなく装った女の子が、数組、半ばいちゃつきながら、結構丹念に見ている。一人でやってくる女性の多くは、ヒールのない靴に、男仕立てっぽいジャケット、そしてシティっぽいリュックといったトレンディないでたち。彼／彼女たち（そして僕）が、どんなに生真面目に「鑑賞」したとしても、日本社会の「豊かさ」にドップリとつかりながら、異国の移民やマイノリティの「異常」さの記録を鑑賞する状況には、どうしても白々しさが漂う。

もちろん、その責任は、若者たちにも美術館にもない。本来、展示というのは、社会的現実と「作品」との間にどれほどラディカルな関係があろうと、それを文化的価値のある



ドロシア・ラング
虐げられた子供、オクラホマ州エルムグローヴ、シャックタウン
1936

鑑賞対象にしてしまうものである。だから、僕が抱いたような違和感を生み出すのであれば、展示としてはむしろ成功した方なのかも知れない。しかし、それにしても、である。

写真の記録性がもつ社会批判の力さえも、写真史の一ページとして単なる興味の対象にしたり、写された現実を過去に存在した異国の悲惨として好奇の対象にしてしまう関係。ここでも、モダニズムの一翼として現実をつかみ取る役割を果した表現行為は、ポスト・モダン的世界の中で、遊園地的なオモシロ価値のスペクタクルの一場面として、消費されてしまう。そして、このスペクタクルは、今、現在、この日本社会の中に存在する、外国人労働者や寄せ場や在日や障害者、あるいは過労死をも強いられる「会社人」等々の現実を問題化しようとはしない。はたして、こうした日本社会の裏面と深部の現実を、ドキュメンタリーとしてアピールする展示が、東京都写真美術館で開催できるかと考えてみればいい。この展示におけるドキュメンタリーへの思い入れを、そのまま社会的現在を批判するような記録への志向とは考えられないのだ。


ウィージー 非常階段の子供たち 1938年

しかし、こうしたスペクタクルのネタにされてしまうということを割り引いても、いくつかの作品には注目に値する魅力があった。上に掲げたウィージーの写真にすでに見られる特徴なのだが、Larry Clark の『タルサ』やRosalind Solomonの『エイズ時代の肖像』などには、あくまでパースナルなものとして現実を記録することの、現代的インパクトを感じさせられる。それらが記録しているのは、


ラリー・クラーク
「タルサ」より
1960s-70s

何人かの友人たちの間で繰り広げられる、麻薬（窓からふりそそぐ柔らかな光の中で注射する臨月の女性の映像は傑作だった）、銃、ケンカ、あるいはエイズ患者たちのポートレイトといった、まったくの私的現実である。それは、少なくとも直接には、社会的環境との関連を断ち切られた映像である。いやむしろ、被写体となった人々は、ある意味において、自らも社会的環境との関連を切断するような状況にある人々ともいえる。

しかし、これらの写真は、そうであることによって、やや氾濫ぎみの「こしらえられた」時代的文脈や社会的意味からも解き放たれている。現在においては、ドキュメンタリーは、社会的状況の記録としてよりも、社会的状況からの断絶の記録として、魅力をもつということか。そこには、社会が「こしらえた」お定まりの文脈や意味にはおさまりきらない、宙ぶらりんな個体の存在感が漂っている。そして、その嘘くさくない個体の存在感は、見る者に、今ここにある自分の危うさを、想像させる刺激に満ちているのだ。

プライヴェイト・グラフィックが、今、注目をあびている理由を、もう一つ別の角度から考えさせられた展示ではあった。

—A—

AMERICAN DOCUMENTS *in the fringe*

まんがと規制、どちらが有害？

——「有害図書」規制をめぐる攻防戦の最近の展開——

三 浦 笑 介

この号では、手塚まんがの「黒人差別」問題を考える予定だったのですが、いままでちょっとずつ触れてた「有害」コミック規制の問題が風雲急みたいなので、その話を先にします。

さて、ここで、同郷の松本留五郎氏を呼びだし、太夫・才蔵という古式ゆたかなやり方を試します。うまく話の平仄(ひょうそく)があいましたら、おなぐさみ。留さん、どうぞ。

留（松本留五郎）：「有害」コミックちゅうたら、なんでっしゃろ。イヤラシイまんが本が出回ってけしからん、ちゅうて、ＰＴＡやら主婦連やらの人が怒って、ケッキシューカイたらいうもんを開いてはる、あれでっしゃろ。わたい大阪ですけど、なんやそういう話、小耳にはさみまっせ。

三（みうら）：そうそう。青少年健全育成条例というものが、各都道府県にあって、そのなかに「有害図書」取締りの条項がある。去年の６月くらいから、その条項にそって、「過激な性描写がある」まんがが、「有害」指定を受けるようになった。指定されたまんが本については、出版業界が自主規制して、回収や出荷停止をしたり、絶版にしたりしているから、実質的に発禁に近い状態になってしまったわけ。この「有害」というのは、「子どもにみせたらいかん」というだけのことだから、それだけで「発禁」扱いにされる根拠など、まったくないはずなんだけどね。

留：ハッキンちゅうのは、「子どもにみせたらあかん」と知事さんかだれかがいわはったポンチ絵が、そういわれたら、世間へ出てこられへんようになるということですやろ。そないになってしもうてるんやったら、いま、大阪でワァワァいうてるのは、なんでですねん？

三：「ポンチ絵」とは古いけど、えらく話ののみこみがいいね。あんた、ほんとに留さん？

たしかに、あんたのいうとおり。上（総務庁）から強く「指導」され、書店の人や同人誌関係者の見せしめ逮捕で警察に圧力をかけられ、自民党の議員グループに脅されたあげく、出版社側が「自主規制」、「有害」コミックが姿を消したといういきさつは、じつに情けないことなんだけど、実際問題として、今年の夏ごろには、規制の「効果」はかなりあがってた。

小学館や講談社のような大手は、自称「過剰サーヴィス」のセックス・コメディ路線からおおむね手をひいたし、「ポルノ」ものが米びつだった小出版社も、撤退を開始していた。

ところが、規制サイドの動きは、止まらない。「自主規制だけじゃ、規制の実効があがらない」というのが、彼らの言い分。長野をのぞく全都道府県に青少年条例があるんだけど、そのうち大阪、京都、広島には「有害図書」指定制度がなかった。また、東京の条例も、指定のまえに出版側と話しあうなど、規制の内容が比較的弱かった。で、今年の夏ごろから、補導団体や婦人団体などが、都議会に、規制を強める方向での条例の改定を請願。都は消極的、都議の三井マリ子さんも反対したりして、改定はいったん見送りになったらしいけど、２月の都議会についに、都の改定案が出そう。大阪など三府県でも、「有害」指定を設けて、規制を大幅に強化する方向で議案がだされ、それを後押しする集会を「育成」団体が開いている。あんたが小耳にはさんだという「ケッキシューカイ」は、たぶん、１１月３０日に大阪で開かれた、補導団体やＰＴＡの集会のことでしょう。

留：ジョーレイがカイテイされたら、なんぞ具合悪いことでもありますか。

三：えらあり(余計にあるということ)ですね。「表現の自由」と「出版の自由」を、子どもをネタにして制限する方向へ、この間の動きは進んでいるからね。大阪、京都、広島の条例改定は、１２月の議会で成立必至らしい（ということは、この号が出るころには可決されてる？）けど、たとえば、大阪の条例の改定の中身は、「緊急指定」「包括指定」「住民通報制度」「有害図書の罰則つきの陳列規制」といった、とんでもない規定のオン・パレード。警察官の書店への立ち

入り調査の話も、議案のなかにちらちら見え隠れするしね。
留：キンバクやらホウタイやら、ようわからん話やけど、それで困ったことになるんやったら、反対する人もいてはるわけでっしゃろ。
三：「緊急指定」等々については、お手数ですが、右横のコラムを見てね。そりゃ、もちろん、「反対する人」もいます。この夏ぐらいから、規制派のやりたい放題に危機感を感じる人たちの動きが、ようやく活発になってきた。

出版労連は、春先ぐらいから、規制の動きを批判する見解を発表していたんだけど、その後、学習会や集会を開き、反対運動に取り組みはじめた。また、「有害」コミック問題には、当初から、「性差別表現」の問題という側面もあって（それこそが本質だ、という声も当然ある）、そうした立場からまんがの現状に批判的なフェミニストのグループも、「上からの規制は、性差別的なコミックについての議論を深める機会をなくしてしまうから反対」という姿勢をとるようになった。さらに、夏ごろから、この問題を積極的に取り上げて動きはじめた市民グループもある。１２月５日に東京で、こうしたいくつかの流れが共同で集会を開き、まんが家のいしかわじゅん、元『ビッグ・スピリッツ』編集長の白井さん、行動する女たちの会の坂本ななえさんがパネラーとして発言するというので、私は、車窓の人となったのだったよ。
留：なにが車窓の人や。ようするに野次馬をしに、行ってきはったんでっしゃろ。で、どないでした。
三：くわしく話せば長くなるけど、300人近くの人が「規制反対」の一点を共通項に集まって、アピールを採択できたことは、よかったとおもう。もちろん、まんが家（いしかわ氏以外に元売れっ子「ポルノ・コミック」作家の山本直樹氏もフロアから発言した）、愛好家、編集者、そして、行動する女たちの会や「有害」コミック問題を考える会など、出席者のあいだには、かなり意識のへだたりがある。それは、いわば当然のことで、へだたりがあるからこそ、議論が必要なわけ。それは、今後、ちゃんとやっていかなきゃならない。しかし、議論ばかりをしてればいい、というわけじゃない。規制派は着々と動いてて、東京、大阪などの条例改定の

［青少年条例の「あぶない」条項］

ふつう、ある本を「有害図書」に指定するのは、都道府県が委嘱した審議会の仕事ということになっている。「緊急指定」というのは、「緊急を要するとき」には、知事が、審議会の審査を待たずに「有害図書」を指定できるという制度。審議会は、知事（行政）の指定を自動的に追認するわけだから、つまり、審議会は有名無実ってことね。「包括指定」は、図書類に掲載されている写真のうち、一定割合以上に全裸、半裸の「ひわいな姿態」や性交場面が登場する場合、自動的に（あるいは審議会の意見を聞いて）「有害」指定をいう制度。作品内容の検討抜きに、機械的に、こういう絵が何コマあって、それは全体の何割だから「有害」、というのはナンセンスだという批判が強い。まあ、これだと、「まんがを読めない」お年寄りにも「有害」判定ができるというメリットはあるんだろうけど、本の場合、文字を読めない人に、小説の「有害」性を判定させたりするでしょうか。「住民通報制度」というのは、大阪の条例改正で浮かび上がってきた条項で、都道府県の職員が書店へいって「有害」コミック指定の候補を探してくるだけでなく、一般市民による「有害」とおもわれる図書についての通報も受けつけ、それにもとづく「有害」指定を行なうというもの。気分はもうゲシュタポ、ですな。

「有害」指定の対象は、「ポルノ」まんがだけでなく、「著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残ぎゃく性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある」（富山県青少年保護育成条例）図書一般です。「健全な育成」なんて抽象的なことばだから、それにからめれば、広い範囲の本を「有害図書」として取り締まることができる。だから、出版社が多い東京、大阪などでの条例の改定＝規制強化は、まずい。規則って、一人歩きしますからね。ちなみに、富山の条例には、「緊急指定」条項があります。（みうら）

お次は、青少年条例がない長野に条例を作れ、とか、内容がバラバラな各都道府県の条例の「有害図書」規定を、いちばん厳しいところにあわせて全国一律化せよ、という声も聞こえてくるわけだから。
留：なんで、わざわざ、そないなことするのやろ。じゃまくさい話やないですか。
三：それは、向こうさんの事情だから、たしかなことは分からないけど、「悪いまんがから子どもを守りたい」とおもっている親がどこかにいることは、事実だろうね。それから、それが仕事、という人たちもいる。役所の婦人青少年課とかね。さらに、これを機会に縄張りを増やすことを狙う機関もあるんじゃないかな。とくに、警察。何年か前の風俗営業法の改正のときにも、「子ども非行から守る」をうたい文句に、きっちり監督権限を拡大したからね。あのときも、マス・メディアは、あとのまつりでブツブツいったっけ。

でも、まだ、お手上げというわけじゃない。役所や議会に対しては、規制派が署名や請願をするのに対して、規制反対の声もあるのだということを伝えることは、一定の効果をもつとおもう。それに、もちろんマスコミに、これが「表現・出版の自由」に関わる重大な問題だという認識を、もっと強くもってもらうようにしたい。これが、まんがではなく本の話だったら、ずいぶんメディアの対応も違ったはずだよ。「たかがエロマンガだから、規制されてもいい」のかどうか、よく考えてほしい。

ちなみに、メディアへ事態の深刻さを伝える、という点にかぎれば、１２月５日の集会には、いまいちな面もあったかな、という気はする。事後の新聞・雑誌の報道を見てると、「呉越同舟」なんて表現に象徴されるように、出席者のあいだの意見の対立が強調されて、一致点のほうの話、つまり規制が進んでいることの危険性自体については、相変わらず、あまりちゃんと触れられていないものが多かったからね。まあ、それがだれのせいとかいいだすと、前向きじゃない話になるけど。
留：あんさん、よう、口がいのき(動き)ますなあ。疲れまへんか。合いの手を入れる間(あい)くらい、あけてもらわんと、困りますがな。
三：万歳(まんざい)方式に、まだ慣れてないからね。御免ごめん。さて、ここまででであまり触れなかったのが、性差別表現の問題。逃げてるわけじゃないけど、話が長くなるし、スペースは切れかけてるし、直球勝負は見送らせてほしい。

ただ、例の東京の集会についていうと、まんが家や編集者が、『朝日』の文芸時評欄に高橋源一郎氏が書いた「まんがの９割はクズだけど、たいていの文化はそういうもので、９割のクズがあるから、優れた１割も存在できる」という規制反対＝まんがの「ポルノ」ぐるみの擁護の議論に頼る傾向が強かったのが気になった。フェミニストの性差別表現批判と、まったくすれ違う議論だから。いっぽう、行動する女たちの会の人たちの論調でひっかかったのは、何が女性にとって不快な性差別表現かは自明だ、と取れる議論の仕方。これは、「何が子どもにとって有害かは自明」という規制側の姿勢と、似てる気もする。男性が、自分の攻撃的・抑圧的な性意識を問い直さなきゃいけないのは確かだけど、女性サイドも、「じゃあ、差別的じゃない性表現ってどんなの？」という話も含めて、もう少し「被差別の不快」を自己対象化して語ってもらえたらありがたいとおもう。だって、あなたたちがしたいのは、権力行使じゃなくて、説得でしょ？（それって、気が遠くなるほど面倒な作業ではあるけど）。
留：ほな、わたいが最後にアナウンスを。「有害」コミック問題を考える会が、「青少年条例の強化・改定に反対！」の運動を進めるために、緊急に、協力者とカンパを募ってはります。大介はんの話では、この会は、東京の集まりの段取りを手伝(てつど)うたり、「わたしの『気持ちいい』性表現って!!―フェミニズムはなにを語ってこなかったか」という女性だけの寄り合いをセットしたりしてはる、元気なグループやそうな。「表現や人権の問題について考えるとともに、行政、議会、国、議員などへの働きかけをし、またニュース・レターを発行する」とかで、有志の方は、一口1000円のカンパを（紙幣を紙などで包んで外からわからんようにして）下記へ。

〒336　埼玉県浦和市瀬ケ崎4-22-11
笹倉尚子方　「有害」コミック問題を考える会
（おり返し、ニュースが届くはずです）

ポルノ・コミック 規制の深層心理

家父長制的超自我の逆襲

誰が狙われたのか？

「有害コミック」の行政による規制に対して、積極的に「反対」とは言いにくい事情があることも事実である。なぜならば、大半の「有害コミック」は、自民党や生長の家のような宗教団体、いわゆる「良識的な」保守層にとって「有害」であるだけでなく、フェミニズムの立場からしてもそこには見過ごせない性差別が含まれており、決して野放しでいいとはいえないものだからだ。

しかし、もし、行政の規制が結果として差別的な表現を野放しにするような状態を改善することになるのであるならば、家父長制を支え、中絶に反対するような保守的な政治家の行動でも黙って見過ごせばいい、ということになるのだろうか。私は、結果的にそうした状況になると言えるのならば、それも戦術的選択の一つとしてあり得るだろうと思う。しかし、私はそうなるとは思わない。むしろ差別の問題は彼らによって戦術的に利用され、結果として残されるのは行政的な自由裁量による表現に対する検閲という規制事実だけである。

「有害コミック」として問題とされているのが主として子供のコミック（実際にはどのような年齢層が読んでいるかは別の話だ）だということには、いくつかの見逃せない傾向がある。一つに、それがコミックであるということ。コミックは芸術作品ではないから「わいせつか芸術か」という論争－－今時こんな論争を仕掛ける者もいないと思うが、前例主義の役所としてみればなるべくトラブルは避けたいに違いない－－の対象にならないし、もともと「くだらないもの」と思われてきたから少々荒っぽいことをしても「有識者」とか学者（たいていは漫画を学問の天敵と考えているとみなされているが、実はそうでもない）は文句を言うまい、というコミック蔑視がある。

第二に、性差別的であるかどうかが問題にされているのではなく、子供の生活環境が問題視されているということである。言い替えれば、それは子供の生活に責任を持つハズの親のあり方が間接的に問題にされているということだ。本音のところでは女性の必要以上の社会参加や離婚の増加、性別役割分業の見直しなどを快く思っていない多くの人々にとって、この問題は道徳的にも倫理的にもしっかりとした「家」を築くまたとないチャンスだと見えても不思議ではない。行政や保守層が本当に問題にしたいのは、この意味で「家」なのではないか。

第三に、行政が問題にしたのがポルノ一般でもなければ性差別でもなく、ポルノ・コミックであるということには、いままで余り指摘されてこなかった重要な秘密が隠されているように思う。それは、こうしたポルノ・コミックによって「不健全」な状態におかれるのではないかと見なされる青少年には男の子だけではなく、女の子も含まれているとおもわれるフシがあるからだ。主としてターゲットにされているコミックの絵は、どちらかといえば少女漫画の系譜に近い絵柄のものが多いように思う。「絵がかわいいからわいせつな漫画とはみえない」ということがとりわけ大人にとって問題なのは、表向きは「小学生の子供でも読んでしまう」とかといいつつも、その実女の子が入手しやすいということにあるのではないか。それは、この問題のなかでレディース・コミックも同時に槍玉に挙げられたことでも推測がつく。こうして、規制の対象として暗黙のうちに想定されたのは、10代の女性なのではないか、と思えるのである。もともと家父長制が女・子供に厳格な性道徳を課し、男に自由勝手な性関係を許してきたというダブルバインドの歴史を踏まえれば、女・子供の性道徳を厳格化することはなんら家父長制と矛盾しない。大衆文化は大抵の場合、単純な善悪では割り切れない面をもつ。コミックは、性差別を含むかもしれないが、同時に女の子達に今までのメディアとは違った感覚でエッチの気持ちよさを伝えることに成功したのかも知れない。そのことに快楽は自分達が与えるものだと思っている大人の男達があわて、性道徳のダブルバインドを受け入れてきた大人の女達が別の意味であわてたのかもしれない。とすれば、「有害コミック」規制問題に沈黙することはフェミニズムにとって、決して「漁夫の利を得る」結果にはならないと思うが、どうだろうか。

「エッチ」が問題なのだとしたら…

『有害コミック問題を考える会ニュース』1号（91/12/18）に大阪府の青少年に対する有害図書の条例が掲載されている。そのなかに有害図書として「青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもの」という規定がある。陰部、陰毛、臀部の露出はいけないとか、「自慰の姿態」「女性の排泄の姿態」「胸部への接吻、わしずかみ等を表現し、表情又は姿態表現がエクスタシー的」であってはいけない、同性愛や「変態性欲」もいけない、など細かな指示がある。ここには、女性が自慰をすることやセックスでエクスタシーを感じること、同性愛に対する明確なタブー意識が働いている。こうした規定は、些細なようだが、あえて明示しなくても他の項目でカバーできるはずのものなのだ。にもかかわらず、あえて明示したところに先にも述べたように読者対象としての女性を意識した面があると言える。

ところで、この条例は、現在の大人の主として男が女性の何に「性的感情を著しく刺激」されているのかを知る格好のテキストである。性欲や性的な交渉、快楽が、性器の刺激に集約されるものであるという神話にこの行政の文書は正統性を与えているのだ。こうして、メディアが作り出したフィクションがいつのまにか現実とすり替えられ、こうしてフィクションのなかの「エッチ」が現実の「エッチ」を支配することになる。現実の「エッチ」は常にフィクションの再現でなければならなくなる。こうして、「青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全育成を阻害する」状況を再生産しているのは、当の行政や警察、道徳的圧力団体なのだ。

性暴力を二の次にする理由

大阪府の条例では、強姦や暴力についての規定もあるが、それは、施行規則のなかに目立たないていどにしか示されていない。法的文書の通例としていえば、重要度と順番は関連があり、重要なものほど上位の法令で、しかも前の方に来る。行政は、ここでも強姦や暴力よりも「エクスタシー」的性表現の方が有害だと無意識に考えたといえる。この間のメディアを騒がせた性犯罪の動向から言えば、当然性暴力を条例で明記し、第一番にあげてよいはずなのだ。差別の問題は、明かにここでも差別扱いである。ここでも、セックスにまつわるさまざまな暴力について、男達が無意識のうちに正面切った議論にしたくないという気持ちが現れている。「押し倒して強引にモノにする」ことがルール違反にされることを内心快く思わない男は多いのだ。

一番重要な男と女の関係についての問題を警察や行政に委ねることがいいわけはないが、それ以上に「エッチ」な問題を回避することで成り立つ大人の「家」のなかでの関係がもっと問題である。家父長制に荷担する行政は「家」のなかで「エッチ」を問題にしないことによって家父長制を維持・補強できると無意識に考えている。「有害」という表現は、巧妙に「エッチ」にまつわる「気持ちのいい」問題を回避し、近付くべきでない問題にすり替えている。それが、行政や保守層のスタンスならば、近付いてみるだけの価値のある問題なことは確かだとはいえないか。

もし、「有害コミック」問題が「家」を問い、男と女の「エッチ」な関係を問直す事につながれば、それは「エッチ」な関係における差別を解決する契機を含むかも知れず、そうであれば、「エッチ」であっても差別とはいえないコミックが需要／受容されるようになるかもしれない。

ポルノと現実とは無関係ではないが関係は一義的ではない

ロリコン・ポルノを見て女の子に暴行をはたらいた、とか殺したといった報道がよく見られる。規制問題が起きるときは、たいていこうした因果関係が出されてくる。私は、因果関係が全くない、という立場はとらない。メディアの情報を現実と区別する立場を取らないからだ。テレビの映像は本物ではないことは誰もが知っているが、しかしそのこととそれが受け手にとってリアリティあるものかどうかは別のことだ。メディアの情報環境を含めて現実があるのであって、メディアが現実の外から現実を写しているわけではないし、受け手は一方的にメディアに操作されるわけでもない。もちろん様々な意味で操作的な意図がメディア側にあることは否定できない。例えば、私が今ここでこの文章を書いているのも、これを読んだ人がなんらかの影響を受けることを期待して書いている。「期待」できるということは、メディアにはそうした「期待」が可能な機能があるからだ。

ポルノコミックなどの性差別的な表現が

現実の人間関係や価値観に影響しないとはいえない。だが、それは、一方的にポルノが影響を与えているのか、現実の人間関係が性差別的だからそうしたポルノの需要があり、商品化されるのかは、ニワトリとタマゴであるし、両者の間に一義的な関係があるわけではない。ただ、言えることは、タマゴをなくしてもニワトリはまた、タマゴを産むし、ニワトリを殺してもタマゴからニワトリがうまれるということだ。

しかも、こうした因果関係がとりわけ神経質に議論されるのは、性に関わっている場合だ。殺人に包丁やナイフが使われたからといって、台所の包丁使用に規制を加えようと主張する人はいないし、毎年1万人も死者を出しながらも自動車メーカーを人殺し呼ばわりすることはない。性に限ってその差別や暴力が規制されるのではなく、性に伴う「欲望」が常に悪者扱いされる。差別は常に付録扱いであることを見逃してはならない。（馬浪朱）

コラム

■『ゼンボウ』91年11月号に図録を破った井頭克彦さんが「私はなぜ昭和天皇を冒涜した「作品」を破棄したか」という文章を寄稿している。「問題発生から40日ほど経った頃、富山県外の二十数団体の"右翼"と云はれる人々が五十数台の街宣車を連ねて富山県庁に押しかけ、かなり強行な抗議を行ったさうであるが、これら諸団体の抗議もこれ一回きりで、その後全く動きが無いのである。日本船舶振興会の理事まで務めた男であるので、所謂"右翼"の行動範囲は読んでゐたのかもしれない。どの世界にもココロザシを食い物にするやからはいるものなのだ。そのほか、図録を破る現場に張り込んでいた警察官がほとんど制止しなかった状況など警察の右翼に甘い体質が具体的にわかる。

■11月30日に高岡市のふりーすへーすエルでVIEW FESTIVAL 91富山上映会があった。ふだんあまり見ることのできない8ミリフィルムやビデオの実験映画や短編十数本が一挙上映。なかでもドイツ作家の人達の作品になかなかヨイものがあった。「吸血鬼の汚れた血」（リザーネ・ティボドゥー、1984年）は吸血鬼という素材を現代のオルタナティブな価値観にうまく重ねていた（ノイバウテンのブリクサが吸血鬼に負ける神父役をしているのが笑える）また、「あいだ」（クラウディア・シュリンガー、1989）はセックスを素材としてそこでの男と女の力関係とエロティシズムの想像力を正面から描いて、フェミニスト によるあたらしい映像表現として迫力があったし、「家庭の物語」（マティアス・ミュラー、1990）は、ハリウッド製のメロドラマにみられる女性のステレオタイプな描き方を、様々な作品の場面を繋ぎ合わせて見事に再現してみせてくれた。



マティアス・ミュラー

この作品はハリウッドのメロドラマから取ってきた動作や表情を振付けして制作したものです。つまり、「嗚呼、ラナ・ターナーよ、あなたの目覚めが好きだ」というわけなのです。（マティアス・ミューラー）

『家庭の物語』（1990／16㎜／6分）


私はなぜ昭和天皇を冒瀆
した「作品」を破棄したか
維新者の道をつらぬく

UKO-NUKAR（見くらべる）

チュプチセコル

[Editor's note:] 私たちは、アタマでは「そうでない」とわかっているつもりでも、日常生活では、うっかり、「日本は単一民族文化の国」という作り話にはまりこんで、この列島が、昔も今も多元的な文化状況にあることを忘れてしまいがちです。アイヌの人たちや沖縄の人たち、朝鮮半島系の人たちとその文化は、歴史のいろんな場面で大きな役割を演じてきました。その事実を押し隠そうという試みと、マイノリティの人たちを押さえつけたうえ、その文化を壊したり剝奪してきた「日本人」の過去の行いとは、ぴったり重なりあいます。とくに、明治以降に、教育制度や「万世一系」なんてことばと手を携えて強まった「国民意識」というやつが、そうした行いの総仕上げをしたんですね。文化人類学者も指摘するとおり、じつは、小盆地が連なったこの列島では、ついせんだってまでは、「日本人」の文化だって、ずいぶん多元的だったのにね。

チュプチセコルさんは、アイヌ語の絵本を出したり、アイヌの歴史を訪ねるミニコミや遠足会を続けている方です。寄稿していただいた文章から、富山という土地も、昔から、そうした文化の多元性と無縁でないことが分かると思います。「いつか、アイヌ語が公用語になり、日本という国名が別の名前に変わったらいいなと想っています。日本人だけのための国であったり、アイヌだけのための国であったり、朝鮮人だけのための国であったり、中国人だけのための国等であってはいけない気がする。」──チュプチセコルさんからの私信のなかのことばです。（みうら）

越（高志の国）といえば斉明朝の越国守阿部引田臣比羅夫や越中国司大伴宿禰家持等の軍人が有名だね。もうそれだけで、ここが軍事基地として、和銅二年（709）の征越後蝦夷将軍佐伯宿禰石湯(いわゆ)の派遣もあるから 、アイヌの住む土地への侵略という不幸な歴史をしょっている事になってしまう。おまけに、天武朝以後は日本人によって越前・越中・越後にわけられ、その勢力がそがれます。

また、海人(あま)との関係でよく出てくる越中一の宮の気多(けた)神社は、養老二年(718)に能登国が越中国から分離した時に、能 登国羽咋(はくい)郡の気多神社から分霊された という。その羽咋郡の気多神社は鵜祭が有名（富山県の婦負(めい)郡にある神通河の古名が鵜坂河(うさかがわ)といって、鵜飼は隼人の生業 とされる）だから、現在の神主がどう想おうと元は日本人のものではないのだけはたしかです。だいたい、越中の国府伏木(ふしき)が元は亘理（WATTARI、淵）というアイヌ語でもあるのですが。それに、朝鮮の一然著『三国遺事』には倭の東北にある竜(コシ)城国（正明国、琓夏国あるいは花夏国）から鶏林(ケリム)（新羅）にやってきた脱解(トヘ)王の話がある。もちろん竜(コシ)城国は越国の事。信じられない人は中国の長江あたりにあった夏の後裔と自称する越人の存在を想ってください。夏と竜の発音は同じだからね。

さて、さて、天満大自在天（マヘーシュヴァラ。ヒンドゥー教のシヴァ神）が菅原道真という人間となって活躍する竹田出雲の浄瑠璃『菅原伝授手習鏡』で、渤海国からやって

きた唐僧天蘭敬が天皇の絵を描きたいという願いをことわるのに藤原時平が思案して”病気とは中聞してもよも誠には思ふまじ。延喜の帝は聖王でも。趁跛(ちんば)か瞎(かんだ)か缺唇(すぐち)か膝行(いざり)か。天皇らしうない形(なり)故。病気といふは間に合(ひ)といわるゝは日本の疵。”というのはその忠君を装う悪人ぶりを強調するためでしょうが、その内容自体は菅原道真も否定していない。現在の日本ではその言葉だけで、誰にむかっていっても差別用語だというので非難ごうごうでしょうが、江戸時代の日本人は天皇もふつうの人間だと考えていたから平気でこういえたのでしょうね。身分という限界はあったにしろ。

もっとも、竹田の芝居や竹本座の人形浄瑠璃は日本人からみれば異民族の傀儡師(かいらいし)の流れをひくものだからね。ただし傀儡子舞の技芸そのものは中国から伝来したものですが。

さらに有名な『竹取物語』は現在の京都府綴喜(つづき)郡田辺町大住あたりに住んでいた隼人の集団に伝わる話をまとめたものでしょうが、竹取の翁が住んでいた山本という古い地名が、通称都谷といわれる普賢寺川の近くにある。（翁の名が”みやつこまろ”というのもおぼえておいたほうがいい。それと、唐土(もろこし)船でやってきた渤海国の王けいという人も出てくる。）だから、『竹取物語評解』三谷栄一著（有精堂）のｐ.93 に［”御門の召して宣給はむこと、かしこしとも思はず”と放言している。なかなか重大な発言である。更に、御使に対して”「国王の仰せ事を、まさに、世に住み給はむ人の、承りたまはでありなむや。いはれぬことなし給ひそ」と言葉はげしういひければ、これを聞きて、ましてかぐや姫聞くべくもあらず。「国王の仰せ事そむかば、はや殺し給ひてよかし」といふ”と一蹴、なかなか強い］と感心して書いてあるのもうなずける。かぐや姫にとって、天皇もただの日本人にすぎないのだからね。さらに念を押して月よりの使者が「いざかぐや姫、穢(きたな)き所にいかで久しくおはせむ 。」という所は感動的です。

『万葉集』には”天(あま)橋も　長くもがも　高山も　高くもがも　月(つく)よみの　持てる変若水(おちみず)（越水）　い取り来(き)て　君に奉(まつ)りて　変若得(おちえ)てしかも””天(あめ)なるや月日の如くわが思へる公(きみ)が日にけに老ゆらく惜しも””渟名(ぬな)河の底なる玉　求めて　得まし玉かも　拾いて　得まし玉かも　惜(あらた)しき　君が　老ゆらく惜しも”（3245～3247）という越後歌の三首があって、月読尊(つくよみのみこと)が桶に持ってる若がえりの変若水(おちみず)（越水）という隼人の伝説は、アイヌの伝説にある水くみをなまけた少年が罰として月においやられたという話や、ニコライ・ネフスキーの『月と不死』にある宮古島の不死の水をこぼした罰で月にやられた少年の話や月には水くみをするカエルの少女がいるというアムール河のナナイ（中国では赫哲族・ホジュン族と呼んでいる）の話と似ていますが、渟名河の底なる玉とは翡翠(ひすい)の事で、刈羽黒姫山と西頸城郡青海町の黒姫山（古志峯・高志嶺）あたりの姫川に多くみられるから、この川が渟名河とされています。それに、この刈羽黒姫山が黒姫大明神の山とされ、その黒姫大明神は奴奈川姫（沼河比売）とする伝説もある。実は、正倉院の八世紀の札に、このあたりの越後国久疋（頸城）郡夷守郷に住んでいた肥人(くまひと)呰麻呂の名があります。それと『万葉集』の”信濃なる知具麻の川の細石(さざれいし)も君し踏みてば玉と拾はむ”もこのあたりの消息を伝えるとされる。

この高志(こし)の国の沼河比売(ぬなかわひめ)に婚(よば)いにいく出雲の八千矛(やちほこ)の神の話が『古事記』にあって、そして最初の夜は鵺(ぬえ)が鳴いて失敗する段取りになっています。これが、『万葉集』に”他国(ひとくに)に結婚(よばい)に行きて大刀(たち)が緒もいまだに解かねばさ夜ぞ明けにける”ともある所で、その鵺(ぬえ)が平安時代以降の日本人にとっては人間に災いをもたらす妖獣として恐れられていくのですが、これをアイヌ語でいうとＳＩＰＵＹＭＡＷＫＡＳ（ＳＩＰＵＹ肛門、ＭＡＵ風、ＫＵＳ通る）で、その正体はトラツグミ！つまり、お尻から「ひー」なんて声を出すとアイヌは考えていたのよ。ただ、西行法師だけは、”さらぬだに世のはかなきを思う身にぬえ鳴き渡る明ぼのの空”と的確にとらえていた。そのあたりが西行法師のアイヌらしい面である。

そうした取り違えはとんでもない場面をつくる事もあるの。たとえばスオミ語（フィンランド語）でおしっこの事をカッカというし、アイヌ語でＫＡＫＫＡは女性の陰部だから、知里真志保さんの『えぞおばけ列伝』や『分類アイヌ語辞典・人間編』に、昔々北海道は北見国美幌(ビホロ)町にやってきた将軍が、司会者に「閣下に敬礼!!」と紹介されて、みんなの失笑をかったという話が載っている。ことほど左様に異なった民族どうしの理解はむずかしいという事でしょうね。

でも、これを読んだ人が満月をみあげて、その中に少年の横顔がみえるようにでもなれば、それはそれでアイヌ民族の考えに一歩でも近づいた事になるから、きっとその日からふだんと違った素敵な夢を見ることになるかもしれない。

《追記》ＷＡＴＴＡＲＩ（淵）についていえば、『肥前国風土記』の養父(やぶ)の郡日理(わたり)の郷というのもあるけど、越前の白山平泉寺(へいせんじ)への信仰によって藤原清衡が「平泉(ひらいずみ)」と改名した岩手県西磐井郡平泉町の元の名も亘理(わたり)といいます（束稲山には月山神社もある）。　（おしまい）

コラム

■「天皇というのは、国民を支配する王権ではなくて、この世に生起するすべてのことを”知ろし召し”、すべての人の心をだきとめて、いつくしもうと振舞う（パフォーマンスの）人なので、という意味で、むしろあたたかく容認するものなのだ。翻っていうと、日本国中さがして、このようなパフォーマンスをあえてなそうとする人が、昭和天皇のほかにいたろうか」これは『文芸』92年春号に載っている松本健一の長編「昭和天皇伝説」一節である。「国民」が利己（個人）主義に走っているとき、「ほんとうにたった一人でいいから、国民すべてのことを考え、思い、祈り、図ってくれる人がいてほしい」という松本の思い入れは私には気持ち悪いだけで全くわからない。

「おまえのことをこんなに愛しているのは世界中で僕だけだよ。だから、抱いてもいいだろう」と口説いているセクシャル・ハラスメント野郎を「愛しているって言ってるのに抱かせないなんて、なんて薄情なやつなんだ」と抱かせない女をなじるよくある最低のオトコのパターンだ。こういう言説がありもしない天皇神話を作りだし、批判するものを抑圧することになるということがわかっていない。天皇主義者でありながら天皇制政府に殺された北一輝、一木一草に天皇制が宿ると見抜いていた竹内好についての評論を書いてきた松本は、昭和天皇の死の前後あたりからもはやそこらへんにいるファナティックな天皇崇拝論者と変らなくなったが、正月早々いやなものを読んでしまった。

憂き世カルタ

喜子

(い) つのまに「軍隊と戦争放棄」がPKO?

(ま) マスコミは「お嬢さんだが、受け答えには警察官としての自覚がはっきり表われている」と特筆し

(な) 南ア内部の国旗、国歌の見直し ステキ!

(せ) 銭湯まで遠い人いても 皇族には 育児室造築し

(こ) んなものいらない 原発 天皇 PKO 元号 国境 核兵器 死刑 過労死 鍵 公害 紅白 結納 家庭の日 過剰包装 年賀状

(げ) 原爆を落とした国が 核査察

(ふ) 「婦人」に参政権がなかった時の「父兄」が今だに アチコチに

(み) 三沢基地の米軍F16が実弾投下 六ケ所 近くの海上に!

(が) 外国人を不法就労と知り雇い、事故ると頬かむりする関係